

## 1 - 1 4 地域雇用創造推進事業（厚生労働省）【B0902】

### 支援措置を設ける趣旨及び概要

地域の自主性・創意工夫ある取組を支援するために、地域雇用創造推進事業を実施し、地域における雇用創造を促進します。

### 支援措置の内容

改正地域雇用開発促進法に規定する同意自発雇用創造地域内の市町村(特別区を含みます。(以下、この事業について「市町村」という。))及び経済団体等から構成される協議会が提案した雇用対策事業であって認定地域再生計画に位置づけられたものの中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に対してその事業の実施を委託することにより地域における雇用創造を支援します。

事業額は、1地域1年度当たり2億円(7道県(北海道、青森県、秋田県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)かつ広域連携地域においては、2.5億円)を上限とし、同一地域における事業期間は、3年を上限とします。

なお、一の協議会が同時に二以上の事業構想を提案することはできません。また、地域提案型雇用創造促進事業を実施中の地域は、同事業と本事業を同時に行うことはできません。

### 支援措置に係る必要な手続き

地域雇用創造推進事業の実施にあたり、協議会は、あらかじめ、別途各都道府県労働局に雇用対策事業の構想を提出し、有識者等からなる第三者委員会による選抜の結果、当該構想が採択されることが必要です。

### 認定申請にあたって必要な書類

各都道府県労働局へ提出した事業構想を添付してください。

### 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の申請に当たっては、地域雇用創造推進事業の活用方法について、記載してください。なお、記載にあたっては、各都道府県労働局へ提出した、地域雇用創造推進事業の委託に係る雇用対策事業の事業構想の該当部分を抜き出し、記載をしても構いません。

「地域雇用創造推進事業の委託に係る雇用対策事業」とは、対象地域内で、市町村

や経済団体等の創意工夫により実施する地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的な取組と一体となって実施することにより、それらの取組の雇用創造効果をさらに高めるような雇用面での対策、具体的には雇用機会の創出、求職者等の能力開発及び求職者への情報提供、相談等といった下記のメニュー例のような取組を実施する事業をいいます。

なお、以下のメニューはあくまで例示であり、これらの他にも地域の創意工夫を活かした事業の実施が可能です。

(メニューの例)

(1) 雇用拡大メニュー

新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図るための取組(事業主を対象とする)。

- イ 創業に伴う人材確保や労務管理についての研修・相談
- ロ 事業所の規模拡大等に必要な中核的又は専門的人材の誘致・確保
- ハ 他地域における雇用創造に係る成功事例についてのセミナー

等

(2) 人材育成メニュー

地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者等の能力開発や人材育成を図るための取組(対象として、地域求職者以外に在職者を一部含めても差し支えないものとする。以下「地域求職者等」という。)

- イ 地域求職者等に対する研修・職場体験講習
- ロ 講師の育成・再教育、既存施設の改修(小規模なもの)
- ハ 地域の中核的人材を育成するための国内外留学、企業派遣研修

等

(3) 就職促進メニュー

地域における就職促進等を図るための地域求職者等への情報提供、相談等の取組。

- イ 研修・講習等に関する情報収集・提供、相談
- ロ 人材受入情報等の収集・提供、合同就職セミナー・面接会等の開催、就職相談コーナーの設置
- ハ U・Iターン就職希望者に対する情報提供・相談

等

また、地域再生計画の計画期間と地域雇用創造推進事業の実施を希望する期間が一致しない場合は、地域雇用創造推進事業の実施を希望する期間を明記してください。

支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。(ただし、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行日以降。)

措置の区分：法律

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案による改正後の地域雇用開発促進法第10条

支援措置に係る現行規定の概要：なし

## 1 - 3 1 地域企業立地促進等補助事業（経済産業省）【B 1 1 0 3】

### 支援措置を設ける趣旨及び概要

企業のグローバル展開が進展し、国際的な企業立地競争が激化する中、地域がそれぞれの強みをいかし、魅力的な企業立地を促進することが地域における雇用創出や地域間格差是正、さらには我が国産業の競争力強化につながる。このため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、複数の市町村又は単独の市町村と都道府県が、地域の関係者と組織する地域産業活性化協議会において基本計画を策定し、新たな企業立地等を主体的かつ計画的に取り組む地域の企業立地の促進や人材育成等の事業活動を支援する。

### 支援措置の内容

地域産業活性化法案に基づく以下の支援事業の採択において、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、一定程度配慮を行います。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、本支援事業の採択に当たってはその評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

#### ( 1 ) 地域産業活性化協議会活動支援事業

複数の市町村又は単独の市町村と都道府県等が、地域の経済界等と連携して協議会を設置し、地域産業活性化法案に基づく基本計画を策定・運用するために必要な事務局経費、調査分析費用等の経費を補助する。

#### ( 2 ) 産業立地・人材養成等支援事業

基本計画を実施するため、地域産業活性化協議会が行う以下の事業を支援する。

企業誘致等の専門家を活用した情報発信や個別の誘致活動等

誘致等対象産業のニーズを踏まえた人材養成や人材確保するためのセミナーの開催等

#### ( 3 ) 立地産業人材育成支援事業

地域産業活性化法案の承認を受けた事業計画に沿って新規立地等を行った企業が、新規採用した社員等を研修する場合の研修費用等を補助する。

### 支援措置に係る必要な手続き

支援措置を受けるためには、地域企業立地促進等補助事業の交付要綱・公募要領に従って経済産業省に申請手続きを行う以前に、地域再生計画の認定を受ける必要があります。

「産業立地・人材養成等支援事業」及び「立地産業人材育成支援事業」の経済産業省への申請に当たっては、基本計画について、地域産業活性化法に基づく経済産業大臣の同意を受けていることが必要です。

なお、地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。この支援措置の活用に当たり、本事業の実施主体（民間団体等）は、地方公共団体と十分に連携を図り、取組内容を地域再生計画に位置づけて下さい。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たっては、「地域企業立地促進等補助事業」の活用方法を可能な限り具体的に記載して下さい。

なお、基本計画策定前に、（１）～（３）に係る地域再生計画の申請を行う場合、計画内容については、事業の進捗状況に応じた記載をしてください。また、申請時点で想定している「地域企業立地促進等補助事業」の活用方法について記載してください。

当該支援措置を活用できる時期について

原則として、それぞれの支援事業公募の直近に実施される申請受付において、地域再生計画認定を受けてください。また、地域企業立地促進等補助事業の公募要領を御参照下さい。（詳しくは経済産業省ホームページに５月頃から順次掲載予定。）

措置の区分：予算措置

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・地域企業立地促進等補助事業交付要綱
- ・地域企業立地促進等補助事業公募要領

支援措置に係る現行規定の概要：なし

## 1 - 3 7 地域公共交通活性化・再生事業（国土交通省）【B 1 2 0 2】

### 支援措置を設ける趣旨及び概要

本補助制度は、地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会（法定協議会）が、同法律に基づく「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査を行う場合や、法定協議会が、同連携計画に基づいて、公共交通サービスに関する情報提供や利用促進活動及び利便性向上のための情報提供システムの開発を行う場合に補助する制度です。

### 支援措置の内容

法定協議会が次の補助事業を行う場合であって、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、補助採択にあたって一定程度配慮します。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、本補助事業の採択に当たってはその評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

#### 1. 「地域公共交通総合連携計画」策定調査事業

##### 【補助対象事業者】

- ・法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に組織された同法第6条に規定する内容に相当する協議会等を含みます。）

##### 【補助率】

- ・1 / 3 以内（ただし、地方公共団体が協調して負担する額以内とする）

##### 【補助対象事業】

- ・「地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査を支援します。

#### 2. 公共交通利用円滑化事業

##### 【補助対象事業者】

- ・法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に組織された同法第6条に規定する内容に相当する協議会等を含みます。）

##### 【補助率】

- ・1 / 3 以内（ただし、地方公共団体が協調して負担する額以内とする）

##### 【補助要件】

- ・「地域公共交通総合連携計画」に盛り込まれている取組み内容であること（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に作成された連携計画の内容に相当する計画を含みます）
- ・鉄道、バス等複数モードの利用促進に資する取組みであること

## 【補助対象事業】

### (1) 公共交通利用促進活動支援事業

- ・公共交通機関の利用促進のための情報提供に関する取組みを支援します。
- ・公共交通機関の利用促進活動を支援します。

### (2) 乗継利便性向上施設整備支援事業

- ・交通結節点における乗継利便性向上のための、乗継情報提供システムの開発を支援します。

## 支援措置に係る必要な手続き

法定協議会が支援を受ける場合には、地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付要綱に定められる補助事業実施計画を作成し、国土交通省総合政策局長の認定を受けた後、補助金交付申請書を提出する必要があります。このことから、補助採択にあたって一定の配慮を受けるためには、補助事業実施計画に、補助の対象となる事業が地域再生計画に位置付けられていることを明示する必要があります。

## 認定申請にあたって必要な書類

特になし。

## 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画において、どの記載内容が地域公共交通活性化・再生事業の補助事業に該当するかを明確にしてください。

## 当該支援措置を活用できる時期について

期限を設けない。

## 措置の区分：

運用

## 支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

なし

## 支援措置に係る現行規定の概要：

なし